

よくあるご質問・お問い合わせ

【Q1】 内保連への提出期限は 3 月 10 日ではないのですか？

【A1】 内保連への提出期限は 3 月 31 日に変更になりました。

【Q2】 提出期限を過ぎての受領は可能ですか？

【A2】 承れません。

【Q3】 「医療課」はどのファイルを使用すれば良いのですか？

【A3】 通常使用する未収載・既収載のファイルを使用してください。

提出時には以下のいずれかのご対応をお願いいたします。

✚ ファイル名に直接「医療課宛」と入力する。

✚ 提出メールを分けて、件名に「医療課宛」と記載する。

✚ フォルダを分けて提出する。

【Q4】 どのように記載していいか分かりません。

【A4】 事務局では対応致しかねます。記入例をご参照ください。

【Q5】 一度提出したものを差し替えたい。

【A5】 提出期限内でしたら差し替え可能です。

メール等に詳細を記載してください。

【Q6】 事務局で受領されているかを確認したい

【A6】 受領状況は以下のページの「申請書の受取連絡について」に掲載されますので、ご確認ください。

(掲載 URL)

http://www.naihoren.jp/modules/activity/index.php?content_id=7

なお、提出状況により、タイムラグが発生しますので、ご了承ください。

【Q7】 資料を 5 点以上つけることは可能ですか？

【A7】 資料は 5 点までとなります。それ以上は受け付けられません。

なお、未収載・黄収載の提案書には今回新たに資料の概要を記載する欄が設けられておりますので、ご注意ください。

«3 月 9 日追記»

【Q8】 未収載の提案書に「追加エビデンスあり（追加エビデンスがわかるよう、適宜下線をひくなどすること）」と記載があるが、提案書は下線をひけない使用になっている。

【A8】 厚労省の様式はロックがかかっているため、下線がひけない使用になっております。ロックの解除パスワードは非公開なので、かっこ（「 」, []）など入力できる記号を使用してください。

«3 月 17 日追記»

【Q9】 今回提出する提案書が 1 次提案書の内容と異なってしまうが良いのか。

【A9】 問題ございません。第 1 次提案書はあくまでその時点での内容確認や、領域別に優先順位を決める参考資料ですので、極端な話し、第 1 次提案書提出時に無かった提案の追加も可能です。

«3 月 22 日追記»

【Q10】 申請様式にロックがかかっていてフォントの修正ができません。

【A10】 申請様式は厚労省でロックをかけており、パスワードは非公開のため、解除できません。
何かしらの方法で解除できた場合は、申請書自体無効になる可能性がございますので、ご注意ください。

«3 月 22 日追記»

【Q11】 文章が申請書の枠内におさまりません。

【A11】 文章は申請書の枠内に収めてください。

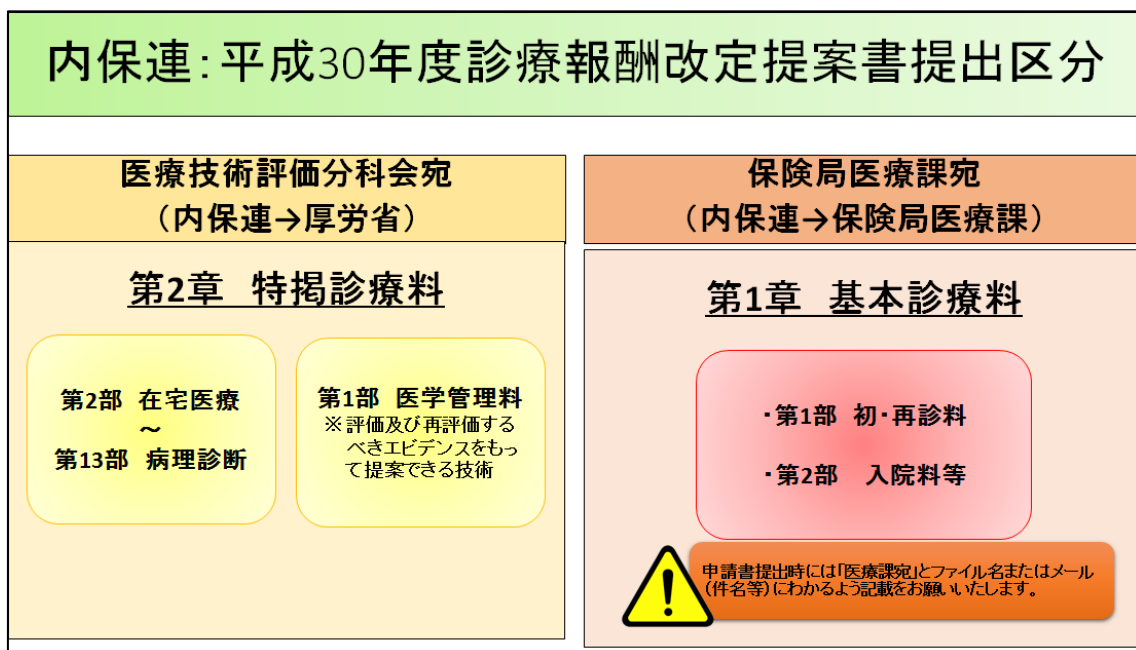
申請書の枠内に収まらないものは、ご調整いただくか、「資料」としてご提出いただければと存じます。

注：資料は 5 点までとなるので、既に 5 点ある場合は、枠内に収まるように文章をご調整ください。

«3 月 28 日追記»

【Q12】 医療課宛の対象区分がわかりません。

【A12】 下記の図をご参照ください。



参照 URL: https://2016.mfeesw.net/?page_id=61